

「遺言書が必要ではありませんか？」

相続税の課税方式変更については、今国会では先送りとなりましたが、いずれは遺産取得方式への変更が予定されており、相続税が広く課税される改正となる見込みです。そのような中、事業承継へ向けた準備もより厳しさを増し、「争族」となるケースも増加してくるものと思われます。その回避の為にもご本人の意思を明確にし、「家」を守っていく必要があります。それが出来るのが「遺言書」です。

<理想的な遺言書>

- 1 . 公正証書遺言書 ミスがなく、确实・安全。コストがかかる。
コストはかかるが何回でも作成できる。
- 2 . 遺留分を加味する。 思いやりの心。
- 3 . 後継者への財産の集中 家を守る。

以上により円満相続を実現し、ご本人のメッセージとして受け継いでいくことが大切です。泥沼の「争族」とならないよう、弁護士・行政書士・司法書士に相談し、公証人役場の方で公正証書遺言を作成し、その時に備えることをお勧めします。公正証書遺言の作成時には、証人2名の同行が必要ですので、その点に注意し対応下さい。
(公証人がご本人の方へ出張することも可能)備えあれば憂いなし、ご自分の意思表示ができる間に作成下さい。